

宮城県公報

行 県
城 部県政情報・文書課
宮 (総務部県仙台市青葉区宮本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

二 畜種
牛 (乳用種)
三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数
患畜 二頭

四 発生の場所又は区域
登米市
五 発生年月日
令和4年七月二十八日
六 患畜の取扱い
法令殺

○家畜伝染病の発生

○保安林の指定の解除の予定

○保安林の指定の予定 (二件)

○道路の区域変更

○道路の供用開始

○土地改良区の定款変更の認可

○畜砲刀剣類所持等取締法第四条の三第二項及び第十二条の三の規定に基
づく医師の指定

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

○銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第二項及び第十二条の三の規定に基
づく医師の指定

○家畜伝染病予防法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安
林の指定を解除する予定である。

(家畜防疫対策室) 一
(森林整備課) 一
(同) 一
(道路課) 二
(同) 二
(契約課) 三
(同) 三

(北部地方振興事務所)

(石巻市役所)

(宮城県知事)

(村井嘉浩)

一 解除予定保安林の所在場所
石巻市渡波字長浜五八の二三 (次の図に示す部分に限る。)
二 保安林として指定された目的
飛砂の防備

三 解除の理由
指定理由の消滅

(次の図) は省略し、その図面を宮城県庁 (水産林政部森林整備課) 及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第五百七十九号

森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を
する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和4年8月12日

宮城県知事 村井嘉浩

一 家畜伝染病の種類
ヨーネ病

令和4年8月12日

宮城県知事 村井嘉浩

一 保安林予定森林の所在場所
白石市越河平字舟清水三

二 指定の目的

令和4年8月12日

宮城県知事 村井嘉浩

三 土砂の流出の防備

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐とする。

字舟清水三（次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び白石市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和四年八月十二日

宮城県知事 村井嘉浩

一 保安林予定森林の所在場所
大崎市田尻大貫字又平壇五五の一七、五八の一、六二の八、字根山三〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 次の森林については、主伐は、択伐とする。

字又平壇五五の一七・五八の一・六二の八・字根山三〇（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をできる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和四年八月十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年八月十二日

宮城県知事 村井嘉浩

一 道路の種類 県道
二 路線名 河北桃生線
三 道路の区域

		変更の区間		前後 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	備考
		後 A	前 A			
石巻市福地字塙手四〇番一地先から 同市福地字加茂崎一番三地先まで	B	九・四二・八	五・三四・二	五・二・二 三四・二	一、一七〇・〇 一、一九〇・〇	上記A及び Bは、関係図 面に表示する 敷地の区分を いう。
		一、二四〇・〇				

○宮城県告示第五百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和四年八月十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年八月十二日

宮城県知事 村井嘉浩

道路類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日

県道 越河角田線	角田市角田字大沼五四番二地先から 同市角田字大沼無番地先まで
令和四年 八月十七日	

○宮城県告示第五百八十三号

鬼首土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第二項の規定により、令和四年八月三日認可した。

なお、この認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和四年八月十二日

公 告

宮城県北部地方振興事務所

所長 佐々木 均

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和四年八月十二日

宮城県知事 村井嘉浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量 気象観測装置 一式

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期限 令和五年三月十七日（金）

4 納入場所 石巻稲井局ほか仕様書のとおり

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城

県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第

一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第二百七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされたなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第二百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものも含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行つた行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員

による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対し、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不當に利用していると認められるとき。
- 8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番二号 電話○二二一二一三三三三五）へ令和四年八月二十五日（木）午後五時までに提出すること。
- 三 入札書の提出場所等
- 1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番二号
宮城県出納局契約課物品班（担当 内田 香穂 電話○二二一二一三三三三）
 - 3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和四年八月二十五日（木）まで2あて申し出ること。
 - 4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和四年八月二十五日（木）午前九時から令和四年九月二日（金）午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和四年九月二日（金）午後五時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- 5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和四年九月七日（水）午前九時から令和四年九月二十日（火）午後五時まで
書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和四年九月二十日（火）午後五時
ロ 場所 2に同じ

- 6 開札の日時及び場所

令和四年九月二十一日（水）午前十時 宮城県行政庁舎十八階一八〇三会議室
- 四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

その他

イ 日時 令和四年九月二十日（火）午後五時
ロ 場所 2に同じ
- 五 入札手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 六 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条の規定による。

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条の規定による。
- 七 契約保証金 財務規則第一百十三条及び第一百十四条の規定による。
- 八 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。
- 九 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。
- 十 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行つた者を落札者とする。
- 十一 契約書作成の要否 要
- 十二 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- 十三 詳細は、入札説明書による。

(5) 令和4年8月12日 金曜日

1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Weather Measuring Equipment (1 set)	高野 納久 東北福祉大学せんだんホスピタル	仙台市青葉区国見ヶ丘6丁目65番8号	・銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条第1項第3号に規定する政令で定める病気(銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第8条第3号に定める病気を除く。)にかかる者(第5条第4号及び第5号に掲げる介護保険法(平成9年法律第123号)第2条第1項に規定する認知症である者)	平成29年10月17日指定(継続)
2 Deadline for Delivery : March 17, 2023 (Fri)	高階 憲之 南浜中央病院	岩沼市寺島字北新田111番地	・銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条第1項第3号に規定する政令で定める病気(銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第8条第3号に定める病気を除く。)にかかる者(第5条第4号及び第5号に掲げる介護保険法(平成9年法律第123号)第2条第1項に規定する認知症である者)	平成21年6月1日指定(継続)
3 Place of Delivery : Ishinomaki Imai Monitoring Station and other locations as per specification	門間 好道 こだまホスピタル	石巻市山下町2丁目5番7号	・銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条第1項第3号に規定する政令で定める病気(銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第8条第3号に定める病気を除く。)にかかる者(第5条第4号及び第5号に掲げる介護保険法(平成9年法律第123号)第2条第1項に規定する認知症である者)	平成21年6月1日指定(継続)
4 Deadline for Bid Submission : September 20, 2022 (Tue), 5 : 00 p.m.	5 Contact Information : Kaho Uchida, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8570 Japan. TEL.: 022-211-3333	6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only.		

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和4年8月11日

宮城県知事 村井嘉浩

落札に係る物品又は役務の名称及び数量 リコアターナレピシスシステム機上設備 1式

1 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 宮城県仙台市青葉区本町11丁目8番1号

11 落札者を決定した日 令和4年七月一日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社東通インター・システム 東京都千代田区九段北11丁目1番6号

五 落札金額 一億六千九百万円（消費税及び地方消費税を除く。）

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和4年六月十七日

△ 放 番 収

○宮城県公安委員会告示第95号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条の3第2項及び第12条の3の規定に基づく医師の指定)は、廃止する。

次のことおり医師を指定した。

令和4年8月12日

1 指定した医師

宮城県公安委員会委員長 山口 哲男

医師の氏名	病院の名称	病院の所在地	診断の対象者	備考